



労使協議：通勤手当に係る算定の変更

去る10月23日に表記事項に関する労使協議を行いました。これまで本学においては1ヶ月定期券の価額を基に通勤手当の算出がなされています。この一方で、本学を含める国立大学法人の給与制度には国家公務員の給与制度が基本的に準用されており、国立大学の大半においては6ヶ月定期券の価額を基にした通勤手当の算出が行われています。タイムリーなことに、労使協議当日朝の一部新聞にその算定法に従っていない大学名のリストが掲載され本学も含まれていましたのでご存知の方も多いかと思います。

この変更に対する意見が組合側に求められました。執行部では、本件はしばしば労使間で意見の分かれる財務効率化のための方策の一端を超えた社会通念上の問題と判断しました。そこで、この算定変更を了解するだけでなく「**算定の変更には6ヶ月定期券にとどまらず3ヶ月定期券など一般社会に存在している全ての割引制度を利用する方針で臨むことが望ましい**」との意見を付しました。このようにすることで、その算定法には他の国立大学に例を見ない独自性が出てきますので、上記のように算定変更の遅れが指摘された本学の一般社会に対する真摯な姿勢の表明になると考えたからです。

この算定変更により年間**300～600万円程度の節約**が見込まれています。その用途については労使協議事項外でしたが、組合側からは「**広い意味で人件費から捻出される節約金なので、その節約金を原資とした新たな非常勤職員の雇用など人件費としての還流を検討すべきである**」との意見を付しました。

まもなく事務情報ポータルを通じて算定変更の内容とその実施時期（平成21年4月）について全職員に連絡される予定です。

職員組合定期総会開催

去る9月29日に食堂において職員組合定期総会が開催されました。昨年度の活動報告と今年度の活動方針が審議されました。今年度も**バランス感覚を失うことなく、組合員全員のよりよい労働環境の実現に向けて取り組む所存です**。組合員の皆様のご意見・ご要望をお近くの執行委員や代議員にお伝え下さい。**意見要望箱も設置する予定**です。よろしくお願いたします。